

国立大学における授業料減免の水準維持を求める意見書

消費税増税分を財源とする高等教育の修学支援新制度が来年4月から導入される。一定の低所得世帯や今まで授業料減免が不十分だった私立大学・専門学校に通う学生への支援がふえることは評価できるが、その一方でこれまで各国立大学が独自に行ってきた授業料免除制度への予算が減額されるおそれがある。

新制度では、両親及び子ども2人の家庭の場合、全額免除は住民税非課税世帯（世帯年収約270万円未満）に限られ、同300万円までは3分の2免除、同380万円未満は3分の1免除となる。

2019年度の国立大学の学生の減免予算は約250億円。全国立大学の学生の12%（4万5,000人）が授業料免除や減額の制度を利用しており、文部科学省の調査によれば、新制度への移行でそのうちの53%、2万4,000人の支援がゼロ、もしくは減額になる。現行免除制度は来年度以降の入学者から廃止する方針で、免除を受けている学生から「これまでの水準を維持してほしい」との声が上がっている。

安倍晋三首相は国会で、支援の対象外になったり、支援額が減少する学生については、「いかなる対応が可能か、来年の制度施行に間に合うよう、早急に検討する」としている。

学費奨学金問題に取り組んでいる高等教育無償化プロジェクトFREEは現行授業料減免の対象と支援規模の水準の維持とそのための予算措置、そして授業料の値上げをしないよう求めている。

来年度以降の入学者にもきちんと予算を確保し、これまでの減免水準を維持すべきである。

よって、本市議会は、国会及び政府に対し、下記の事項を強く求める。

記

- 1 全国立大学において授業料減免の対象と支援規模の水準を来年度以降の入学者も含めて維持すること。
- 2 授業料を値上げしないこと。
- 3 上記項目実施のために予算を確保すること。

上記、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

令和元年12月20日

三鷹市議会議長 石 井 良 司